



目次		
告示		ページ
○大規模小売店舗の変更の届出に関する 意見の概要	(経営支援課)	1
○公共測量の実施の通知(2件)	(用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知(2件)	()	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	1
公告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
高知県公営企業局訓令		
◎高知県公営企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令		1

告 示

高知県告示第391号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
令和5年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により四万十町から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和5年6月高知県告示第321号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
よどやドラッグ窪川古市店
高岡郡四万十町古市町66番1ほか

3 意見の概要
近隣には住宅も多数ある。営業時間が早くなることで騒音、廃棄物等を始め、周辺地域の生活環境に影響が出ないよう留意すること。

高知県告示第392号
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年6月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、地形測量）
- 作業期間
令和5年6月5日から同年8月31日まで
- 作業地域
幡多郡黒潮町

高知県告示第393号
高知県土木部安芸土木事務所室戸事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年6月20日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（基準点測量、用地測量）
- 作業期間
令和5年5月23日から同年7月31日まで
- 作業地域
室戸市佐喜浜町

高知県告示第394号
四万十町長から令和4年8月高知県告示第675号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年5月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年7月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第395号
高知県土木部安芸土木事務所長から令和5年6月高知県告示第346号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年6月13日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年7月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第396号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和5年7月7日

高知県知事 濱田 省司

- 高岡郡津野町新土居（追加）
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
7	高岡郡津野町新土居字轟	414番2
8	〃 〃 〃 〃	400番2
9	〃 〃 〃 字馬場	369番

(2) 区域
平成3年10月高知県告示第488号で指定した新土居急傾斜地崩壊危険区域内（以下「488号区域」という。）に存する標柱4と標柱7を直線で結んだ線、標柱7から9を順次に直線で結んだ線及び標柱9と488号区域に存する標柱4を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
令和5年7月7日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年6月1日 5高都計第100号	香美市土佐山田町植字ユミバ118番イの一部、1029番2の一部	南国市陣山146番地の3 大川 哲生

公 営 企 業 局 訓 令

高知県公営企業局訓令第2号
本局
各事業所
各病院
高知県公営企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年7月7日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令
高知県公営企業局公文書管理規程（令和2年4月高知県公営企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「のうち事務を総括する職にある者」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年7月7日から施行する。